

決算審査特別委員会 (一般・特別会計)

平成 19 年 11 月 9 日
〔第 3 日〕

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	見陣	泰幸
委員	坂口	久信
委員	下平	力人
委員	木下	繁義
委員	牟田	則雄
委員	平古場	公子
委員	所賀	廣

以上 8名

I N D E X

議案第 68 号	平成 18 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----3
	歳出：災害復旧費、公債費、予備費	-----3
	歳入（全般）、財産調査	-----9
議案第 69 号	平成 18 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	----19
議案第 70 号	平成 18 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	19
議案第 71 号	平成 18 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について	-----19
議案第 72 号	平成 18 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	----19
議案第 73 号	平成 18 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	19
総括質疑	-----	-----32

午前9時29分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

昨日に引き続きまして委員会を再開します。

議案第68号 平成18年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳出：災害復旧費、公債費、予備費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただ今から審査に入ります。

災害復旧費から最後の予備費までの決算書189ページから194ページまで、行政実績報告書では67ページから69ページを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 災害復旧費・公債費・予備費の説明 》

○財政課長（大串公義君）

すいません、70ページですけれども、数字の訂正をお願いしたいと思います。

第3表、上の表ですけれども右の実質公債費比率の平成17年度の比率を9.8%と掲載しておりますけれども9.7%の方に訂正方お願いします。そして、第8図、下の図ですけれども、平成17年度の9.8%という数字ですけれども、これも9.7%の方に訂正方お願いします。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○坂口委員

よかですか、漁港災害に関連してですけれども、野崎から道越までの海岸線ですね、あそこの消波ブロックあたりは、台風とかちょっとした普通の風とか何とかでも潮が上がるような状況ですけれども、ああいうところは今後、計画あたりはいくらかでもするようなことは考えられんとですかね。

○建設課長兼土地改良課長（永渕孝幸君）

お答えします。

今、おっしゃっておられるのは中学校から野崎付近のあれだと思います。あそこは野

崎の区長さんあたりからも、また、関係者からも要望が出ておりました、実は土木事務所と昨年協議をしております。ことし、私が来まして、土木事務所の土木担当も変わったものですから、現場に来てもらって、実は台風じゃなくても北風でも上がって、子ども達が、しぶきでぎゃーぎゃー言いながらも通学している状況だということなので要望はしております。それで、あそこは野崎の漁港区域と大浦漁協の港湾区域とちょうど境目付近になるわけですが、ちょうど漁港のブロックにあたって波が走ってくるというようなことで波が上がっていることだそうでございます。現場を私も見に行きましたけれども、やはりそういったことで上がっております。わざわざ土木の方から来てもらいまして要望はしておりますけれども、鹿島土木の担当の話では、ここは港湾区域外だということなので話を言われましたので、そういうことはおかしいと、うちの漁港区域はブロックまでだと、こっちは港湾区域じゃないかと、港湾区域はこう三角走っているからと、この分の三角は何も港湾区域に入っていないという話がありましたですね、そういうことはおかしいと、ここまでしてくれというようなことで、今話しております。

それで、先日県の港湾課長も見えられて、直々に町長からも港湾課長に対してそこらへんはちゃんとやってもらえんやろうかということ言うてもらっておりますし、港湾課長の話では帰り土木事務所に寄って、そこらへんの話は伝えて行きましょうというふうなことで、やるにしても県の単独事業ぐらいでやられるのではないかなと考えております。一応要望はしております。

○議長（坂口久信君）

海上館、あの辺からこっちは長年ですね、台風とか何とかの時は特に、我々だって潮かぶって車も通られん状況になるしですね、今後は温暖化とか何とかで水位もあがったりする部分もあるしですね、そがんとも含めてそういう対策は順次要望していただいて、いくらかでも出来るような状況を作って努力をしていただければと思います。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○見陣委員

行政実績報告書の70ページのですね、第3表の実質公債費比率の平成9年度から16年度は分からんとですかね。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

実質公債費比率というのを調査するようになったのが平成17年度からということで、それ以前のデータについては調査もいたしておりません。

○牟田委員

そしたら、69ページの公債費の増加に伴いという、この今の公債費比率ですが、これは箱物建設をしなくても普通一般会計でもずっと伸びていくという予測ですか。それとも、何か作っていくために上がっていくということ、そこらへんをちょっと説明してく

ださい。

○財政課長（大串君義君）

この捉え方ですけれども、時期的なものということもありますけれども、当面今現在の分で、公債費というのは2年後くらいが元金の据え置き分がありますので、据え置きの期間は利息だけですので、2年後くらいがほしい公債費のピークということになります。それ以後についてはですね、本年度以降に借り入れた分、箱物とかですね、借り入れた分がずっと上乗せになって返済するような形になりますので、とりあえず、箱物が臨時体制対策債を除けば、起債のほとんどということで、箱物が減れば当然公債費も減るということでございます。

○下平委員

報告書の68ページの保健体育施設災害復旧費についてちょっとお尋ねをしますけれども、ここに道越環境広場が22,000千円ぐらいの災害があったということから、もちろん、災害は原形復旧だということは承知をしておりますけれども、これはどうしても表面に出る部分が非常に広いものですから、また災害にあうという可能性は十分あるわけですよ。それで、防災対策ということはやられるのかどうかちょっとお尋ねします。

○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）

お答えします。

あそこはですね、議員おっしゃるとおり、大きいああいいう台風が来ればどうしても潮が満潮時には上がってくる状況でございます。だからといって今のところは、防波堤は完成しましたけれども、特別そこにそういった対策ということはやっておりません。その時も一番満潮と重なって、たまたま風が南の方から入ってきて環境広場の方に上がったというようことで、あそこが流されたわけですね。だからといって、その辺の防災対策というのは今のところやっておりませんし、今後そういったことを出来るのか出来ないのかそこらへん含めて検討する余地はあると思いますけれども、今のところそういった防災対策というのは考えておりません。

○下平委員

だいたい説明でよく分かりましたけれども、今後は先ほどから申し上げるようにまた可能性というのはあるわけですね。ですから、消波ブロックかそういうものでも若干対応する、他の現場で石が出たとかの場合に、その石を流用するということから、そこらへんのことも考えて、含めてですね、努力をしていただければと思います。出来ればですよ。

○建設課建設係長（田崎一郎君）

下平委員の質問にお答えします。

道越環境広場の護岸は、海岸保全区域に指定はしておりますけれども、高潮対策で、庁舎裏をやりました事業、こういう事業がありはするんですけども、その事業には背後

集落、背後施設、守るべき施設がかなり広範囲になればいけないというものがありまして、費用対効果が出らんとですね、あそこが町の施設だけなんで、そいけんが国庫補助事業で、高潮対策で消波ブロックを据えるというのはまず採択が厳しいと思います。

それで、先ほど言われた町単、町独自で、県あたりと県の単独事業があれば、それが幸いなんですけど今のところそういう事業ありませんし、石が出た時にということなんですけれども、漁業権の問題とかもありますので、なかなか漁協が今度合併しましたので、特にそういう許可が難しくなってくるという問題もあります。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○坂口委員

よかですか、それに関連して。高潮対策で守るべきものがあるというようなことで、多分家屋とか、何戸以上とか規定あたりが決まるととじゃなかかな。その辺の規定あたりはどがんふうになっととかな。それに乗せようとした時。

○建設課建設係長（田崎一郎君）

費用対効果というビーバイシーがあるんですけども、やっぱり事業費に対して守るべき施設、人命というもので高潮対策というものが採択されますので、あその場合は公共施設としても運動広場ぐらいしかなかわけですね。それで、大きな施設もないし、背後集落で潮が上がった場合にどの範囲まで浸水するか、浸水区域というのもありますので、あその場合、ちょっとそういう計算をして見ても、民家までは潮は越流しないという計算上出てきますので、ちょっと国庫補助事業は厳しいということになります。

○坂口委員

例えば、私のことば言うぎいかんけど、我々旅館業はほんの海の近くにあるわけですね。それで、自分を守ろうとしてもなかなか、石入れたり何かしたら保安庁が来たりとかいろいろ問題があってですね。あその島原の南プールあたりの外にはですよ、当時してなかったんですけど、台風の被害にあってから後ですかね、その後外に消波ブロックあたりばしてあるわけですね。現にその後対策ばされとったという状況でね。私ももう大分前の話ですけど、県と協議してそういう対策はなかかということで、消波ブロックあたりは出来んのかなあというようなことでお願いばしとったんですけども、その当時は敷地を堤防から1メートルは引いてくいと、そういう状況で1メートル引かれん部分の何カ所かあって、1メートル引いても出くつか出来ないか分からんと状況なわけやったんですけど、非常に今から施設を守るとも、自分個人でするとも非常に金のかかるし、あそこは港湾でありながら、そういう中でそういう対策にかかると出来るのかどうか、そがんば聞いてみたかったなということで話をしおっとですけど。個人のあいやっけん非常に言いにくかとはってん、そういうそがん時の対策あたりの出来んとかなて思ってますよ。今回、龍宮さんあたりも非常にやられたり何かした部分もあっしですね、あれも同じ事、消波ブロックが外にあればですよ、そのやっぱりこれも最終的に

は個人の財産であっても、町、国の財産なわけやっけんね。それで税金ば納めたりなんたりしおるもんですからそがんとあたりは出来んとかなくて思っ、何か対策あたりはなかとかなって思っ、聞きおっとですけど。

○建設課長兼土地改良課長（永淵孝幸君）

実はですね、竹崎の漁業集落排水のところの施設ですね、あそこのところも、今の町長が当時水産庁あたりにもいろいろ要望あたりやっていたわけですよ。しかし、今のような事情でですね、どうしても国の補助事業では据えられないといったことになってそれも出来なかったわけですね。今話を聞いておりましたも、いろいろそういう要望はしているみたいですけども、県に申請、話をする段階で今のところは費用対効果とかの面でどうしても出来ないという話でございますので、今後、国、また、国会議員とかを通じながらそういったところの対策あたりを町としても、町長含めて、もうすでに町長やってもらっていますけれども、しかし、そういったことも含めてこういう話が出たということで強力にお願いしていかないといけないと考えております。

ですから今ここで、こういった事業に乗せますとかいうことはちょっと出来ませんが、要望としては委員おっしゃるように、うちは海岸線、かなりそういった民家も、直接は背後集落、民家じゃなくても、台風の折にはそういうあおりを受けるわけですから、そういったことも含めて要望は今後していかないといけないと考えております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

高潮対策ですけども、皆さんご存知のとおりしおさい館裏、高潮対策ですよ。ずっとやって、そこに本町の糸岐川の向こう側の方に5人さんか、石丸さん達の小屋があるわけですけども、あそこも当初計画に入れとったわけですね。これが、国県費で80%補助ですよ、20%については地元負担でお願いしますと、家屋保護ということでですね。どうしても事業費がメートルあたり500千円から600千円かかるもんだから、ちょっとそがん払わんぎいかななら出しゃえんということで計画から外した事例もございます。

この高潮対策というのは、海岸保全区域に指定せんばいかんということがまず第一原則です。そして、あと越波によって家屋が何戸くらい冠水するかと、何時間ぐらいの何時間といういろいろな採択基準がございますから、そこら付近も費用対効果で、さっき担当係長が言いましたけれども、そこら辺の試算がいるということと、もう一つはさっき、坂口委員の話ですけども、あそこは港湾区域ですから、そこら付近は、県にも事業の範囲、いま継続中ですから増やされるかどうかですね、新規事業ということになればまたいつか分からないですけども、いま浚渫事業で継続中だから、そこら付近は、県ともまた協議してみたいと思います。

○坂口委員

前百武町長あたりは、中学校の外の埋立ですね。台船あたりの着く埋立というような

ことで、それはちょっと町長から聞いて、あそこはなかなかもう出来んどどうのこうのというような話やったんですけれども、今非常に瀉の捨て場もないような状況ですね、有明海の自分の汚れた瀉を、また近くに捨てて最終的にはあんまりよか結果じゃなかような状況の中です。理想はそういうふうで、そこに埋立てて台船の船着場にするのだというような計画をお持ちだったんですけれども、今そういう状況じゃなかとは思いますが、やはりせつかくですね、ああいう場所も、そういう理想もあったわけですから、その辺についてはですね、あんまり出来るごたる話じゃなかったもんやっけん、あんまり言われんなどと思ひもしおったつですけれども、今後やはり何かしてですね、あそこの台船の船着場あたりが出来るように、そしてその船着場の利用もですね、そういうのが出来るような方法を何か持っていかれんかなと思っておりますけど、それに対して、町長どがんですか。担当課でもよかとですけど。

○町長（岩島正昭君）

それはもう、前代の百武町長からの懸案事項でございましたけれども、それはダメだとその時点ではですね、九州整備局に私も一緒に行ったつですけども。で、今月ですね国土交通省の所長が、別要件で私に会いにくるということで、浚渫がだいたいあと10,000立米ぐらい残とつとつですよ。これが環境の仮説云々で、なかなか厳しくなつてもう海上投棄が出来んと。ことしまではなんとか地元漁協の同意が得られれば漁場造成という形で捨てられるということですが、今度いっぺんに合併したもんですけんが、今までは単協で同意書をもらいおつたつですよ、本部まで上げんぎいかんということで向こうの方の漁民の方は強かもんですから、なかなかどうすればよかかということ。そして、海上投棄出来んなら外海に捨ておつぎ金はいきおいかつですよ、そいけん、比較設計をして見てくださいと、絶対こっちが、中学校に埋立ばしたが安かですよということと、もう一つは学校の危機管理ということですね、大浦中学校の校舎のところだけがパラペットのなかとですよ、エプロンのあつて。毎年だいたい不知火の災害のあつてから、今有明海のデータが40センチ水位の上がつとつとつです。これは段々とまだでん上がると思ひます。そこも40センチかさ上げをして、消波ブロックをしおつとつですけれどもね。そこんたいも一緒にして、こういうことで危機状態にあると、将来的には学校もどうなるか、統廃合になつてそこになるかも分からんばいというふうなことでですね、唐津の所長にも、極力その埋立の何とか出来んかということのを要望しておりますし、この前、今村代議士と岩永代議士とも会つて、とにかく予算をつけてくれんかという要望だけはしております。まだ、はっきりした結論は出ていませんけどね。（「ぜひ力を入れてください」と呼ぶ者あり）

○平古場委員

今に関連してですけど、環境広場の周りの防波堤の上に子どもが乗つて海を見るんですよ。あれが一番事故に繋がりやすいなていうお母さん達の心配なんですよ。何かこ

う対策として看板か何か、登ってはいけませんよとかいう、みんなあそこに登って行くんですよ。いつかは……、何か検討してみてください。

○建設課長兼土地改良課長（永渕孝幸君）

分かりました。そこらへんはですね、漁協の方とも協議をしながら何か看板あたりですね、そういう危険防止対策ぐらいは検討してみたいと思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前 9 時 59 分 休憩

午前 10 時 14 分 再開

歳入（全般）、財産調査

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、ただちに委員会を再開します。

それでは歳出の審査は終わりましたので、ただいまから歳入と財産の調査に関する審査に入ります。

決算書 15 ページから 60 ページまで及び 295 ページから 305 ページまで、行政実績報告書では 18 ページから 32 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 一般会計歳入についての説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

○見陣委員

決算書の 24 ページですね。

24 ページの 2、児童福祉費負担金ですね、保育所保護者負担金、これは保育費の未納の分ですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

いわゆる保育料ということで、保護者の毎月の負担金の合計額です。平成 18 年度の収

入額でございます。

○見陣委員

保護者からいただいたその金額ということですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えします。

保護者負担金のうちに、18年度に収入があった合計額でございます。収入の合計額でございます。

○平古場委員

今の意見ですけど、保育料ということですかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

平古場委員おっしゃるとおり保育料でございます。はい。

○坂口委員

28ページのこの財産収入でですよ、今、町が持っている、町内にばらばらと土地かれこれ持っておられると思いますけれども、そういう部分で太良町に特に必要としないと言うぎた語弊になっか分かりませんが、そういう部分の今後払い下げとか何とかについてはどのような考えを持たれておられますか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

一般的に言う遊休町有地というようなことでございますけれども、行財政改革のプランの中にもあげさせてありますけれども、そういう土地については、今後の維持管理等もございますので、必要のない土地については売払っていかうということで考えを致しております。今現在ですね、副町長を筆頭に、庁内の役場内の課長達で公有財産有効活用検討委員会というのを設けてですね、その中で、今のところ普通財産なんですけど、売払いについての決まりごとというのが特になかったものですから、要綱を作ってですね、入れると。実際今、貸している分についてはちょっと売れないんですけども、そういうをいろいろ検討してですね、これは売れるこれは売れないというような仕分けをいたしましてですね、売れるものについては売っていかうというようなことで考えを致しております。

以上です。

○坂口委員

そういう中でですね、今考えを持つとるというようなことで、例えば、病院の医師住宅あたりもまだあろうし、いろんな所を早めに検討されてですよ、町有地の売り払いとか、もうここ売りますよていうような、そういう看板ぐらいは立ててですよ、早めに処分をして、やはり町の財産を少しでも、持つとつてもしょうがな分も結構ありますので。いろんな人は、こっちが建物だけに限定せんでですよ、小さいところは何か自分達

が考えてですね、ちょっとしたものでも出したり何かとかいろんなことがあろうかと思
いますので、早めに検討してそういう看板設置あたりもしてですよ、やっぱり町民、町
民以外でもそういう業者もいらっしゃいますのでですよ、そういう啓発をしていただ
ければと思いますけども、そういう点についてはどうのお考えですかね。

○財政課長（大串君義君）

町有財産につきましては、いろんな状況で太良町内に点在しておりますので、そこら
へん十分に把握してですね、実際土地についてすぐ売れるものか、分筆しても売れない
ものとかいろいろございますので、そこらへん一筆ずつ調査をして、売れるような形で
ですね、特に_____等もございますけれども、そういう形で早急にやっていきたいな
というふうに考えております。

○議長（坂口久信君）

そいけん、やっぱり行政の考え方と、買う買わんの考え方は全然違うわけ。ここ自分
達で売れるとか売れんとかいう判断じゃなくしてね、やはり、町が必要としないもの
についてはですよ、誰が買うか分からんとやっけんがさ、その辺の判断を、町が必要と
するものとはとってもらって結構ですので、必要とせんものでね、自分達が判断してぎゃん
とは売れんとやなかろうかなとか何とかいう判断はせんでさ、一応ある程度の敷地やっ
たり、山やったり畑とかどがんか知らんですけれども、そういうものについては早期に
処分をしてですよ、町内のそういうものを売ることによっても活性化出来る部分もあろ
うかと思っておりますので、その辺についてぜひ、早めに検討して早めにそういう処置をして
無駄なものは持たないようにしていただきたいと思えます。

○副町長（木下慶猛君）

今言われたようにですね、そういう普通財産については、先日検討委員会等を立ち上
げまして現地を見て回ってですね、これはそういう処分をしたりとか、いろいろ処分
についてもこうだということを、皆さん実際見て回ってですね、今検討をやっておりま
すのでしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○町長（岩島正昭君）

確かに財源確保ということで、私もことし中にはある程度の方向付け、方向付けとい
うのは売却の目的ですね。それと、ある程度方向付けが決まってしまうと、委員おっし
ゃるとおりに看板、あるいは、庁舎内の1階に閲覧簿を設置して、極力そういう方向で
進んで行きたいと思えます。

○牟田委員

28 ページの3番、委託金の一番下。埋蔵文化財発掘本調査委託金というのと、これは何
か埋蔵文化を発掘してあてられたのか、毎年この金額が歳入として入ってくるのか、そ
こをお尋ねします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

伊福地区にあります埋蔵文化財でございまして、国道 207 号線の拡幅工事に伴いまして、伊福城址跡の本調査を実施しなければならなかったものですので、鹿島の土木事務所から委託されまして、うちの方が調査を実施した金額でございます。

○見陣委員

決算書の 24 ページ。先ほどの 2 の児童福祉費負担金の収入未済額の 2,653 千円ですね、これは今年度も同じ金額なのか、いくらか徴収できたのか、そこら辺をお尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、未収入額の内訳について御説明いたします。平成 18 年度、現年度分の未納額が 1,203,970 円でございます。それから、過年度分、これが 15 年、16 年、17 年度分の未納額ということで、1,449,420 円でございます。合計の 2,653,390 円ですか。という状況でございますが、未納の方については原則納付誓約書をいただきまして、毎月少額ですが、納付をしていただいております。時間はある程度かかるとは思いますが、確実に減ってはおりますので、来年、今年度末ではこの金額より少なくなるのではなかろうかと考えております。

○下平委員

実績報告書の 21 ページの税金ですね。総括して見てもですね、非常に滞納者が増えていく傾向にあるわけですね、これは背景がそういうふうな不景気だということもありますでしょうけれども、やっぱり期日までに払った人、そして、またそうでない人の間に住民感情の中で不公平というものが生じておるというふうに思うわけですよ。それだけじゃなくて、財政運営にも非常に支障をきたしておるということになってくると思います。

それで、納税者の考え方、逸脱といいましようかね、そういうふうに変わってきたんじゃないかなと、結局、払わなきゃいけないという気持ちが薄れてきてると。いうふうなことで、昨日だったでしょうか、町長がその辺に検討委員会を作って、検討をしたいと、何らかの形でやっていかんと、年々滞納が露光していくということですから、ぜひともこれは、担当課だけではなく全体がそういうふうな気持ちになっていかんと、やっぱりあるのはあるんだけども取れないと使えないという不便さがありますから、その辺を是非担当課長、検討していただいでですよ、未収金の回収ということに努めていただきたいなと思っておりますがどうでしょうか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今委員ご指摘のとおりですね、未収金の全体額等については年々増加傾向にございます。それで、徴収率につきましては、全国的にも平成元年から 14 年度ぐらいまでずっと下がっております。県の平均におきましても、平成 7 年度から 16 年度までずっと下がっ

てきております。町の方についても、平成9年から16年まではずっと下がってきておる傾向で、これは全国的な傾向でありまして、先ほど言われましたように、ちょっと不景気だということで、景気が一番左右していると言われております。全国的には平成15年度から、県と町につきましては平成16年度に下げ止まりを致しました。これにつきましては、若干の景気回復ということも、法人税等の伸び率を見ますとそういう結果が出ていますけれども、それに加えてですね、先ほど委員からご指摘がありましたとおり、今までの社会構造ですね、住民の方の税に対する意識等の変化がございまして、このままではなかなか徴収率が上がらないということで、全国的に平成十五、六年度からそれなりの徴収の体制、あるいは徴収の方法等改革がなされまして、全国的には平成15年度から、県平均でいきますと平成17年度から、うちの方でも16年度に下げ止まりをしまして若干やっております。

それで、方向性ということございましてけれども、庁内全体を網羅した収納体制ということについては、昨年、決算委員会等でも議論がありましたので、今庁内で協議をしているところでございます。

以上です。

○下平委員

どっちにしてもですね、税金というのはここに住んでいる以上、あるいは国民として住んでいる以上払わんといかんと、それは最優先であるわけですから。そこで、払えない家に何回足を運んだって一緒ですから、その辺はある程度リストアップをしながらですね、内情あたりも調査をしてですよ、取れるところと取れないところ、これはどういうふうなバランスになるのかどうか分かりませんが、その辺も調査する必要があるんじゃないかならうかと思いますがどうでしょうか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

それは委員ご指摘のとおり、足蹴くですね、足を運んでもなかなか取れないところは取れないと。運んだ分取れるところもあるんですけども、ここ数年につきましては何回運んでもなかなか徴収率が上がらないというのが現実であります。それについては、18年度中にですね、17年度までの前年以前の方で、全く1年間納付がなかったという方が約100人程度おられます。実際毎年、税で言えば滞納者がだいたい4百四、五十人、人数はほぼ変わらんとですけど、その中で約半数の方がいくらかの一部分納をいただいておりますけれども、しかし、100人程度につきましては1年間全く納付がないという実態があります。そういう人たちをターゲットに絞って、今財産調査等いろいろ行っております。その中には、さすがに全く生活に困窮されておるといの方もございまして、鋭意そういう調査は現在も続けておるとい状況であります。

○下平委員

今説明がありましたけれども、とにかく結果を出していただくように鋭意お願いをしておきます。

以上です。

○坂口委員

23 ページの地方交付税と特別交付税についてですね、ここ何年か推移で、減少傾向にありますけれども、今後の推移についてはどのように考えておられますか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

変更前ですけれども平成 20 年度の見込みとしてはですね、ことしの 8 月に総務省の方から地方財政計画の素案というような形で提示してある分につきましては、マイナス 4.2%を見込むというようなことに、今現在はですねなっております。平成 20 年度につきましてはマイナス 4.2%、平成 21 年度については対前年度で 1.3%の増と、それと、22 年度については 6%の減ですね、そして、23 年度は 2.5%のまた増というようなことで、地域財政計画の折には、県の方からも国の方からもそういうような伸び率で_____達成するよにということ、今後も毎年毎年その財政状況等で、計画の中で決められるものですから、先行き不透明ということもございます。うちにつきましては一般財源がほぼ臨時財政対策債と普通交付税あわせれば、一般財源の約 7 割程度を依存しているというような関係で、この増減が今後の財政運営に_____ということ、ここらへんの_____というのを注意しながら見守っているというような状況でございます。

以上です。

○坂口委員

今言われたように、非常に、最終的にはトータル的に先を見こしてもマイナスな点が多かかなと。太良町にとって 70%というような依存率ですので、やっぱり先ほど下平委員言われるように、我々自主財源を確保するためにはいろんな町税含めて、その辺の滞納にしる何にしる、やはり今、取れるものから取るというような考え方ももんね。一般企業、金融機関あたりを考えればですよ。持たん者からいくら言うたっちゃ取れんというような状況の中でね、町民の公平さから言えば非常におかしな話ですけども、実際言うて取れる者から取っていくというような考え方もありますので、それがよかか悪かかは別として、やはり取れる方はなるべく取っていくというような姿勢で、税務課あたりは考えて、取れんもんばいくら金使っても取れんような状況ですから。我々保証人になったりいろいろ皆さんしていらっしゃると思いますが、それも取れるとから取るというような世の中の現状はそういうふうですので、やはりそれをするのでいくらかでも取れますので、その辺の考え方も持ちながら、対応すべきことは対応していかなばいかなじゃなかかなと思いますけれども、税務課長はどがん考ゆっですか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えを致します。

実際、町税に限ってのお話なんですけれども、納税義務者が毎年約4千5、600人ぐらいいらっしゃいます。それで、毎年度未納であがってくる実数がだいたい4百2、30、約10%あるかないかぐらいの未納者の率があります。実際、金額としましてはだいたいすべて町税含めて、全体の5%ぐらいということになります。

そういう中で、先ほどから各委員ご指摘がありますように、善良な納税者とそうでない納税者の公平感ということで、一番着目すべき点だと税務課では思っております。それで、残りの10%、税額で言えば5%の方に、相当の費用と手間をかけてやってるわけなんですけれども、もうそういうことでは90%以上の善良な方の理解はなかなかいただけないような時代になってきているんじゃないかということで、滞納処分等含めて手段を講ずべき時期が太良町に来たのかなというふうに税務課としては考えております。

○坂口委員

滞納は町税ばかりじゃなくして、教育委員会、給食、あるいはいろいろあろうかと思えます。その中で、保証人を付けた部分もあると思います。そういう保証人のついたところで、例えば、滞納あたりがあつとつとに対しては、やはり保証人の方から是非取るというような考え方で持っていかなといかんとやなかかなど。教育委員会あたりは、そういう部分についてはいろんなどういう考えを持って、保証人あたりに本当にもう滞納があったら即期間を置かんで、保証人について早めに報告をしながら少しでも早く入れていただけるような方法はとってもらえるのかどうか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

給食費につきましては、今保証人制度はとっておらない状況でございます。昨日も申しあげましたように、給食運営委員会におきまして、方向付けをいただいておりますので、今もご指摘があつておりますので、給食運営委員会の方で協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

私は給食ば言いおるわけじゃなくて、育英資金とか何とかの問題含めて言いおるわけですので、給食費じゃなくして、そういう保証人制度がなされているところはどのような対応ばしおるかというようなことです。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

教育委員会の方では、育英資金の方を保証人制度というようなことでさせていただいております。連帯保証人を2名さんお付けしていただいております。これにおきましても、育英審査審議会におきまして、この方は適否というようなことで、それから未納、関係資料等をお出しして決定させていただいております。そういったことで、保証

人に請求した経緯は今まで私の方は1件ございまして、そちらの方は保証人から徴収をしております。その他につきましては、ちょっとまだ保証人に請求した経緯はありません。

以上でございます。

○木下委員

この育英資金についてですが、育英資金は保証人をたててお借りされておると。それにもかかわらず、いくらかの滞納が現在もあるんでしょう、どうですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お手元の方に資料がいつているかと思えますけれど、今現在、3件未納があつております。これにつきましては、1名は一応今月納入の約束をしてもらっています。ただ、2名分はちょっと今厳しい状況でございます。この方はもう相当前にお借りされておりましたので、一応、調査、聞き取り、いろんな事を個人の方とお話をいたしまして、年金生活でございましたので、年金の方から少しずつ押さえますという約束をしてもらってございましたけど、途中で途切れた状況でございまして、今195,500円ですかね、まだ徴収していない状況でございまして、財産関係も調査いたしましたけれども、どうしても差し押さえが出来ない状況ですので、現在この2件は相当困難な状況でございます。

以上です。

○木下委員

やっぱり、保証人というものは金を貸すと一緒やっけんね。

だいたい日本人の感触としては、ちょっと保証人になってくれんなと、うんよっしゃよっしゃと、いざ保障破りせんば出来んということは、あんまり認識が薄いような感じがするわけですよ。あんたの払わんとないば保証人が払ってくださいよと、保証人が払うような状態になれば、それは親戚寄りしてでも払うわけですよ、と思います。

そこで、これだけの滞納がどんどんどん給食、保育料、水道料、そういう育英資金等々が重なるということになれば、この問題はずっと町長もいろいろ頭痛の種だと思いますけど、完納奨励金にしても、例えば、こういった未納の方は、いろいろなどにも関連していると思うわけね、町税だけじゃなくして、いろいろな分野で滞納されとるんじゃないかなろうかと。そいけん例えば、先の歳出の問題で出ておったつですけれども、奨励金にしても、3.3ば3.0%に減額しましたと。これば2%にしたけんてちゃ、滞納者がやるやらんは、私は関係なかつと思うわけですよ。その証拠には県下の23あつたつが、3分の2でもこの貯蓄納税制度をとつたつのが、もう現在は五、六市町しかかなごと、全部廃止してしもうとつとやっけんね。その辺も含めて、皆さんで検討してもらわんといかんじやろうと思います。もうそういう時期に来つとつですよ。何か踏み切らんぎにや、昨日もあなたにたいてやかましゅう言いおつたつばつてん、決算審査でん同じ事、ただ書

いてるばかりじゃ意味がないと、こういう指摘があるんだから、徹底して皆さん方も取り組んでくださいというような厳しい対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町長お願いします。

○町長（岩島正昭君）

確かに、こういうふうな交付税も削減の中に、一般財源、税金等がもうほとんど財源を占めにやいかんどん、頼らないけんという状況ではあります。いろいろ未収金対策委員会等々もそこら付近を加味しながら、結局、あらゆる面にあたって補助事業にしろ、補助金ですね、何か個人にペナルティを与えんにやいかんということで、ことしも早速こういうふうな臨時雇用職員、もう何件か採用しておりますけれども、まず、採点項目の中に果たして県税、町税払っているか否か、それをまずチェックして落とすというふうな対策もやっております。

今後も、先だっても話をしましたとおりに、もういよいよ行き詰まったところですから、未収金対策の係なり何か設置して、それにはまるような協議を今いたしておるところでございます。これもさっき保証人制度ということをおっしゃいましたけれども、私も建設課当時に、毎年何件か、結局もうリストの決まっとつとですよ。で、年度末にまず二、三回行って、それでも払わんならば保証人に言うばいということを書いてですね、それでも払わんぎもう保証人から何件か取っております。

あるいは、その人の職場に行って、職場に押し掛けて給料の前借りですか、そういう対策も方法としてありますから、今後、19年度、20年度につきましては、そこら付近も少し、自分がお金を貸しとるということを書いてですね、役場じゃなくして、職員一丸となってその対策にあたりたいと、かように思っております。

○木下委員

町長おっしゃるように、このペナルティというところが町民税を納めんでも何らサービスに問題はないと、他の人と差別が出来ないということで痛くもなか、かゆくもなかとですもんね。

例えば、医療の保険証ですか、1年間滞納した場合は、何てろとかえてですね、そして、全額医療費を払わんばいかんとか、そういったことが出来れば非常にしよかつじゃろうでしょうけど、それから企業のように、電話賃も払わんぎ止めるとか、電気料を払わんぎ止めるとか、そういったことが親として出来ない今日にあるけん、特に甘えをするわけね。どうしてもやらんとは取れんわけやっけんが、そういった言葉を聞くけん特に腹が立つわけですよ。是非いっちょ強力に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○所賀委員

報告書の21ページですが、税収入のところではたばこ税ですね、51,202千円というかなり大きな税収になっておりますが、これが入ってくるにあたっては、どういった期間、

どこがどういった方法で調べて、どこから入ってくるのかというのが分かったら教えていただきたいと思います。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えを致します。

たばこ消費税については、たばこの生産事業者、日本たばこですね、あと卸しのたばこ業者、今現在TSネットワーク株式会社、あと一つは外国たばこを扱っております太豊通商株式会社、この3社からですね、たばこ消費税は太良町に納入されております。ついては、太良町で小売をされておる分について、太良町分がこれだけですよということで毎月納付申告がございます。

○所賀委員

この数字が多か方がよいか悪いかというとはちょっと考えさせられる部分もありますが、あるたばこの業者から自動販売機あたりは、全部が全部太良町の業者が据えとるわけじゃなくて、よその地域の業者が据えておられる自動販売機というのも結構あって、その販売機に対しては、例えば、佐賀の業者が据えたなら佐賀の業者の方に入る。太良町の人がそこからたばこを買っても、税収としてはその佐賀の業者という形で。そこは太良町の分がそこで全部買うかどうか分かりませんが、太良町にある販売機については、太良町に税金が入ってきてもようなかかいと、よその者が持っていく。そりゃ企業努力として販売機を置いて利益をもらっておられることは分かるけど、その辺の見直しあたりが出来ればなあていう話を聞きましたけど、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

太良町としては、そういったところは立ち入れんよという部分もあるのは分かりますが、何かこう良い考え方というのがあればどうかなということで質問いたしました。

○税務課長（桑原達彦君）

たばこの消費税の配分につきましては、先ほどお話ししましたとおりに、たばこの場合は、生産者と卸売り業者の間に最終的に小売のためには販売許可が必要です。販売する人がどこに住んでおられるかということになります。ですから、例を言いますと、ある市町村にたばこ販売の許可を持っている人がいて、よそのパチンコ屋にドーンと売られると、そこのパチンコ屋で消費された分については、最終的にはその小売の許可を持っている人の所在の市町村に入ると、これは国全体の仕組みですので、全国的には全く同じやり方ですので、今の制度はそういうふうになっているということになります。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了致します。

お諮りします。

各議案の討論・採決につきましては、特別会計の審査が終了いたしましてから一括討

論採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

よって、討論採決は特別会計の審査終了後、一括討論採決をしたいと思います。

入れ替えのため暫時休憩します。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

議案第 69 号 平成 18 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 70 号 平成 18 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 71 号 平成 18 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 18 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 18 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ、ただちに委員会を再開します。

ただいまから特別会計の審査に入ります。

お諮りします。

議案第 69 号から議案第 73 号までの 5 つの特別会計を一括して審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

よって、

議案第 69 号 平成 18 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 70 号 平成 18 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 71 号 平成 18 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 18 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 18 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 老人保健特別会計の説明 》

《 国民健康保険特別会計の説明 》

《 山林特別会計の説明 》

《 簡易水道特別会計の説明 》

《 漁業集落排水特別会計の説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

概要説明が終わりましたのでただいまから質疑に入ります。

質疑の方は特別会計名とページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ありませんか。

○下平委員

84 ページのですね、これについて非常に言いにくいことなんですが、だいたい太良町材というのはですねブランド化しようと考えを持っての中でももちろん主伐はございませんけれども、間伐等においてですね、よその県に持って行って材を売りよると。まったくその太良町の材の良さは分からんじゃなかかと、これはぜひお尋ねをしてくれんかという話でしたのでお尋ねをしようとするんですけど、本格的に主伐等をやる時になればですねこういう形じゃなくてやられるのかどうかその辺をお尋ねをしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。山林につきましてはここに掲げておりますとおり価格について低迷しております。それで、委員ご指摘のとおり今後主伐が出てまいります。41 年生以上この 84 ページの表を見ていただいても一番上の直営林で主伐対象になるのは 41 年生以上でございますので、そこでも 258 ヘクタールというような対象面積が出てきております。ただこれは全部主伐対象かといいますと補助事業で施工したりなんかしてですねすぐには主伐出来ない面積もございます。ただし、山林運営委員会でもですね、こういう主伐対象がなっておりますので、今の価格ではなかなか売りにくいという状況もございますけれども、年間だいたい 5 ヘクタール程度をですね、以内ぐらいでですね順次切っていくってそれをまた切れれば植えるということに植林をするということになりますのでですね。ただ売る場合につきましてはですね今のところ先ほど言われた丸太崖買いで出しておるわけでございますけれども、それを製品になして売ることによって商品価値を上げてですね、売って価格等が少しでも上がれば。それから先ほど言われた太良町材木という施業をした良い材木の製品ということが皆さんに分かるように、そういうようなことを念頭におきまして多良岳材生産販売検討会というようなことでですね、市場でも実際製品として出したらどのくらいの数字になるかというようなことでですね、森林組合ともどもですね、県の方も入れてですね、多良岳材の推進のためにですね今随時検討をして実際試験的ではございますけれども今年度も製品として出したような経緯でございますので今後ともですね主伐が増えてまいりたいと思いますので、多良岳材の有利販売を推進してい

きたいと思っております。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

先ほど下平委員さんの方から質問がございましたけれども、佐賀の市場の方には出荷せんでよそに材を出しているというようなその件につきまして説明をしたいと思いますけれども、一応杉と檜がありますけれども杉材につきましては佐賀の市場の方に今現状出しておるところでございます。檜につきましてはどうしても佐賀の市場等ですと材価等が熊本の市場と比べまして若干熊本の方に出した方が有利ということで熊本方に出しますけれども、佐賀の方の評価が上げればですね、市場は選定してですね出していきたいと考えておりますので以上でございます。

○下平委員

これはですねこれから先の考えになるわけですからいま担当課長が製品化してこれがもっと付加価値がついて、そこに利益が生まれるんじゃないかなというような意味合いのことを説明をされましたけれども、普通の丸太で売った場合と製品になすためのいわゆる労力人件費ですね、こういうのがかかってくると。もちろん設備もしていかにかいにかんということですね、そこらへんを考えるとやはり相対的に考えますとやはり市場でもですね今佐賀の市場の話も出ましたが、できるだけ運送費とか何とかかかるものですからね、そういうことからして多良材の良さというのをですね、今の時期からですね、切る時になっても話にならんわけですから、こういうのは信用度というのを植え付けていけませんと良し良かったということにならないと思うわけですね。ですから宣伝というのは必要ですから宣伝をしながらですね将来の主伐時期に向けてですよ今の時期から検討努力をしていただいたらなあというふうに思いますけど。

○農林水産課長（高田由夫君）

委員いまいわれたとおりですね今後とも多良岳材の製品としてはできていると思っております。ただ販売面においてはですね、私が今製品化したらどうかということについてのご質問だと思いますけれどもですね、なるだけ高く売れるようなことですね、市場の方にですね製品としてするような委託販売という方法もございますし、いろいろ方法的にはですね。いざ太良町内で製品をすとなればですね、乾燥かれこれそれから製材所の問題とかいろいろございますのでですね、木材市場においてはそういう施設も持っておられる市場もございますのでですね、製品として委託販売するというような方法とかいろいろ考えていきたいと思っております。それからなるだけ多良岳材の良さを宣伝するというような意味ではですね、実際に柱になったですね無節の性品等をですねどこかに展示したりですね、そういうようなことで人の目に触れるような方法とかですね、今後検討会議の中でもですね検討していきたいと考えております。

○下平委員

ブランドといいますとやっぱりよそにはない多良材はここがいいんだという事をです

ね強調をするというのが一つと思います。それと同時にですね利益がいくら出るかというのが勝負ですからね、ですから経費これはみんな考えているわけですけど経営というのはですね。いま申し上げるようにできるだけ金を残すと、せつかくの昔から町有林を育ててきた僻地の人たちが主になってしてきとるわけですよ。そういう人たちが本当に我々が育てた木が皆さんの評価を受けると。やっぱり全国的な評価を得たんだと。大きく言えばですね、そういうところまで担当課長もちろん会長も一丸となってやっていたくないというふうに思います。それはもちろん町長さんもそうですけど。そういうことでよろしくお願ひしときます。

○農林水産課長（高田由夫君）

わかりました。委員のご指摘の通りそういう太良町の木材のためにはですね山林運営委員会等もごさいますので十分協議をしながらやっていきたいと思ひます。以上です。

○町長（岩島正昭君）

従来からもう私も今回が初めてじゃなかですけどもどうしても間伐材でいままで素材で出しようたということて人件費が高つくつくとマイナスに近い状態ですよ。だから私も一次括弧二次括弧で角材としてためしに売ってみるとどんくらいになっかですね。いくらかの収益になっぎ良かやっかいということてですね、担当課長にもそういうふうな指示をしております。とりあえず売れる売れんは別としてそれが好評であればそういうふうな方向で持っていけばいいじゃないかということて、森林組合で一括製材製品までしていただいて、そして出荷という形もとりあえず持っていっていいんじゃないかということてを支持をしております。

○牟田委員

同じ山林特別会計の質問ですが、町政の主要産業としてという位置付けをされておりますが。産業て2,800万円ぐらひの_____で産業といわれる面積は圧倒的55.5%太良町の総面積の55.5%を占めて、そして2,800万位の売り上げでこれが町のもう町の産業という位置づけとしてはもうまったく成り立っていないと思ひわけですよ。そして今ブランド材ということも言われておりますがこの間の市場にもうはっきりしたことを聞いているんですが、6町の中から30本杉材を切つてその中から一番いい木材を30本選りすぐつて、6町の面積の中から選りすぐつて品評会に出したところが1等やつたと。その品評会でですね。ところが値段がいくらかて言えば1本千円らしい、1等になった木材で、そこまで持っていく経費がいくらかかつたかて言えば1,800円かかつたというわけですよ。丸々800円の赤字ということてですね。そして下のブランド材と書いてありますけどこれもよそにない優秀な品種とか年数が100年も200年も経つてるといふとかなんかいうごたなんか特別なあぎゃんとじゃなかつたらどこにも杉はあるわけですから。ブランド材というとは何かその加工品で何か付加価値を付けるかなんか以外に、ちょっとこのあぎゃんとて簡単にブランド材で売り出しててありますが、山は日本中どこに

でもあるわけですから。その中でいろいろ屋久杉とか何とか言われるように誰が見てもいいですねという木材ならブランドとして売れる。今太良町は年間降雨量がよそよりも高い関係もありますが結構目が詰まってないわけですね。杉に至っては特に。そいけん品質的にブランド化というあぎゃんとは今の杉では無理じゃなかかとは思いますが、もしあれなら加工の段階で何か特殊なやり方とか何とかを研究してやらん限り、ちょっと今の産業としては厳しいんじゃないかと思いますが、そこらへんの考えはどうでしょうか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

先ほど牟田委員さんから質問がありましたようにですね、杉材でいけば良くてトントン。だいたい赤字傾向にあるのはみなさんおご承知の通りだと思います。ただあのブランド化といいますのは一応四面無節をとるためのブランド化ということで枝打ちを一応6メートル程度一本柱でということで大体その方向で向けてですね四面無節代を取るためのブランド化というかたちで考えておりますのでですね今の整備状況でいけばある程度のそういう付加価値的なやつも出てきてはいますのでですね、これを加工的なやり方ですね、檜についてはある程度の評価が出ておりますので今後杉材についてもそういうことを研究しつつ頑張っていきたいというふうに考えとります。

○農林水産課長（高田由夫君）

今現在はですね、木材の価格がどうしても住宅の建設の減少、それから外材等の理由等でどうしても価格的には上がっていかないというようなことですね、太良町の場合については今係長が申しましたとおり、四面無節の材が取れるようにということで太良岳材の統一した世評ということですね、努力をなさって来た段階ですねこれをより高く売れるようなことで努力していきたいと思っております。

○牟田委員

町有林の現状で杉檜の_____だいたい85.6%ということになりますが、その内訳で杉と檜の割合は何%何%でしょうか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

はっきりした数字は持ってきておりませんがだいたい半分ぐらいは杉、半分は檜という形で大体半々ぐらいになります。

○所賀委員

簡易水道の特別会計でお尋ねしたいと思います意見書の17ページにしかのっていないものですから。この意見書17ページの簡易水道特別会計、最近5カ年間の業務用の推移ということで表があります。ここ見てみますと有収水料率ですかこれを見てみますと平成16年度では78.89%あったのが平成17年18年におうに従って悪くなってるように思います。18年度に至っては75.12%、これは上水の場合を見ていましたら81.25%になっとるわけですが、それに比べて6.1%ぐらい悪かわけですね。これ、考えられる要因

としてどんなものがあるかわかったら教えてもらいたいと思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑の途中ですけれども昼食のため暫時休憩します。

午前 12 時 01 分 休憩

午前 13 時 00 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定則数に達しておりますので委員会は成立いたします。午前に引き続き委員会を再開いたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

先ほどの所賀委員さんの質問は有収率のことだと思います。18年度が6.1%悪いという要因ということだと思いますけれども、答弁につきましては上水のとちょっと重複するかと思いますけれども、各個人の家についてります支水栓、それと本管側の下水の取り出しの_____ですね、その分の漏水がかなりまだ簡水の方もありますのでその分で有収率の原因かとは考えとります。

以上です。

○所賀委員

報告書の88ページですね。これに簡易水道施設別の状況と言うことで区分地区名と載っておりますが、大浦からずっと行きまして一番最後の下中山までこれの各地区の各々の収水率といいますか有収栓率ですね。これがわかりますか。これがわかったら17年度とも比較してみたい気持ちもありますのでわかったら説明をお願いしたいと思いますが。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。上の方から順番に17年度から申し上げます。大浦76.3、73.5、69.5、69.8、91.8、84.2、95、74.7、87.3、88.3、96.8、98.6、92.2以上が17年です。18年度を申し上げます。上の方大浦から申し上げます。75.4、72.5、69.6、67.6、91.6、82.8、96.6、99.8、99.8、85、98、96.2、96.1以上です。

○所賀委員

今見てみますと里、伊福あたりの率が非常に悪かような感じがずっとですけど特別にこれはというような思いつかれるような要因はありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

今申し上げました通り伊福が60から70切ってるような状況です。里もしかりですね。この分につきましては先ほども申し上げました通り本管自体がですねなるべく大きい100とかそういった延長が短く小さい管が本管として長いものですから今漏水もちょっと上に噴き出してくれれば幸いですが、なかなか吹きだす状況でもなく多少かなりの小さい漏水の積み重ねでこういった状況になっていると思います。

○所賀委員

一番上の大浦ですね。大浦というなまえは漠然といいますか、部落がわからんとですけどこの辺がまた部落別というふうな感じの説明ができればお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

大浦地区簡易水道ということで、10 地区の部落がはいっとなります。広江、亀ノ浦、野崎、田古里、津ノ浦、牟田、今里、日ノ辻、道越、竹崎です。

以上です。

○木下委員

国保のこの基金の件でちょっとお尋ねします。17 年度の基金の 38,500 万とね、18 年度の 6,000 万のその格差の違いと。それから、残高の 18 年度の 13,100 万とのまた今度の 1 億円と、3,100 万の出費になつとるわけですがこの辺の内訳を簡単をお願いします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。確認ですけど、81 ページの決算報告書の 81 ページですか、一番上にあった表のあるですね、17 年度末の基金残高が 131,720 千円と、それから積立金の 38,500 千円で、取り崩しが 7,000 千円と。それから年度末の残高が 100,220 千円と。18 年度の積み立て金がですね 17 年度の決算の剰余金をですね出したものでございましてですね、その結局実質の剰余金がですね 17 年度が 76,998 千円と。それに対してですね基金の積立金が 38,500 千円と。翌年度繰越金ということで 38,498 千円をしているところでございましてですね、先ほど委員が 38,000 千円というのがどこなのかちょっとわからんとですけど積立金の 3,850 万円ということでよろしいですかね。

以上のとおりです。

○木下委員

81 ページの総務費のところ、納税奨励費ですかね、これの内容をちょっとお願いしたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

18 年度の納税奨励金につきましては、実績で 8,728,734 円、これは組合が 257 あって、そのうち 210 が完納ということでですね、完納率が 81.71%ですね。奨励金については 2.6 ということで変わらないと。

以上です。よろしいですか。

○木下委員

この国保の基金もさっきの説明によると、現年度からしたら結局、基金残高が 30,000 千円から下がつとるわけですね。そういった面で、どんどんどんどん基金も減っていくし、保健衛生費の中でも一部負担金を 1 割程度徴収したが、受診率に大きな変化はなかったというようなことですね。そういった面から考えればさ、もう少し住民負担も考えてもよかとじゃなかりょうかな。そして、出来るだけ基金も長く持てるようにさ、その辺

はどう考えますか。

○健康増進課長（江口 司君）

ちょっと委員確認ですけどね、18年度の決算剰余金が116,000千円程度あつてすよね。健康増進課の保険係で、保険事業として基本検診はじめ1割程度の個人負担をお願いしたですよね。そのことと分けて答弁でよかとでしょう。（「うんうん」と呼ぶ者あり）

基金のことについて、これは18年度太良町一般会計歳入歳出決算審査意見書ですか、これの33ページを良いですか。33ページの歳出決算状況の第41表ですね、予算現額、支出済額、不用額、執行率となっておりますが、上から2番目の保険給付費が予算現額が1,084,147千円と、それから医療費の支出済額が961,325千円と、不用額について122,822千円となっております。結局ですね、当初予算が前年度の伸び率に対して1割1分の伸び率で当初予算を要求しておったわけですね。それから、ずっと補正をするわけですけども、最終的に1,084,147千円の予算を組んで、実際いくらかかったかと言えば961,325千円の医療費の給付でよかったと。そいぎ、不用額が122,822千円余ったと。（「積み立てると」と呼ぶ者あり）はい、ところが予算の歳入の面ば見ればですよ、決算見込みということで19年の1月、2月頃ですね、決算見込報告書というのを国、県に出すわけですけども、あくまでも医療費の支出の見込額に対して収入も入ってくるわけですよね。そして、最終的には19年度に精算するわけですけどね、不用額の分は、収入があっても支出が抑えられたということで、トータル的に一番最後の不用額の合計額が135,696千円となっておりますので、剰余金の116,440千円が生じた。その中で、概ね2分の1の60,000千円を基金に入れて、残りの56,440千円を翌年度の繰越金として使いますよということで、18年度の当初の予算を組む時はですね、基金残高が60,000千円程度になって、不測を生じたら逆に借らなばいかんとじゃなかかという不安を抱いておったわけですね。結局、赤字と言いますか、トントンになれば当然19年度は保険料率の改定もいろいろ考えところですよ。ところが、剰余金が116,000千円出ましたので、来年あたりまでは改定する必要はないんじゃないかと。

ただ問題は、今テレビ、新聞等で後期高齢者医療制度というのが大きくクローズアップされとつですね、そうしたらその中で、国保の課税限度額あたりが若干変わりつとあると。というのは、後期高齢者移行のための支援ですか、老人保険拠出金をだいたい235,000千円程度拠出しとつですもんね。その分を、今度の国保財源の中で拠出せんばいかんと、若い人からですね、相当出てくるけんが、新年度予算をちょっと組まんと分からんですけども、その辺の事情。

それから、今言われとつとが、国保税の65歳以上の年金天引きですね、これも今税務課サイドでやってくれんかと言っているところですけど、条例改正と年金天引きのとはついですよね。年金天引きについてはほぼ100%徴収できるわけですけどね、後期高齢者も含めてですけども、国保の保険料の収納率も若干下がりつとあつてすよね、その

辺の兼ね合いと、結局、医療給付費が19年度最終的にどれくらいになるのか、その辺のこともあってですね、なかなか方向としては難しいんじゃないかと、19年度の決算を待たんと分らんわけですけども、そういうことで19年度決算待ちだというところでございます。

以上です。

○木下委員

次に、89ページの漁集の中で、浄化センターの台風災害による復旧を町単独事業で行ったというけど、先ほど町長の方は補助はあったということを言われましたが、この内容の説明を求めたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

災害による復旧工事ですけども、フェンスの設置を99メートル、張りコンクリートを255平米ですね。それと、あと舗装を84平米、それと排水のヒューム管を8.2メートルほど復旧工事ということで行っております。

○木下委員

内容くさいね、中身についてさ。（「単独事業なのか、補助がいくら来たか」と呼ぶ者あり）

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

単独事業で行っておりますので、金額にしまして5,222,700円が工事費です。

○木下委員

全部、町単独費でやったと。

○環境水道課長（土井秀文君）

単独費です。（「いくらじゃいきとろう」と呼ぶ者あり）

保険に入っておりましたので、保険の分が130千円ほど入って来ています。

○木下委員

やっぱり、その辺が理解に悩むごたっ気がすんね。台風のおかげであれだけの施設が壊れとるとにさ、町単事業で、まあ保険で10何万か来たて言うけど、涙の連絡船のごたっばってんさ、ちょっと、そりゃもうちょっとどがんじゃない方法はなかとじゃろか、交渉的には。おそらく、また台風が来れば同じような災害があるような気がするわけですけどね、そりゃあってみんなことには分らんけど、確実にあります。その辺は、今後同じく町負担でやらんば出来んてやったら大きな負担になつとやっとな。

○環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

県の方に台風の被害にあった時点で確認したところ、そういう補助等はないということだったもんですから、19年度からこれに対しての保険をさらに上乘せして掛けており

ます。当初、フェンス等には対象外ということだったものですから、新たに19年度よりフェンス等に関する保険を掛けさせていただいています。

○木下委員

そりゃしかし、さっき言ったように涙のしこらの保険でしょうもんね。それとやっばり、事業の方の国にさ、なんでこがん災害の来るような仕事ばするとかていうようなことば言われんとね。もう少し、消波ブロックでん何でんピシッとすればそういったことも考えらんと、町長もたいて上の方に陳情じゃ何じゃいて行きしゃったごたるふうでね、空鉄砲ばかりね、そしたら。

○環境水道課長（土井秀文君）

先ほど保険の話しましたが、施設については保険で130千円ですかね、おりましたけれども、18年度については外柵の分には保険を入れておりませんでしたので、先ほど木下委員ご心配いただいたように、次に台風が来た時のために備えまして、今回外柵のフェンスとか、そういったところにも保険で対応出来るように、いくらか上乗せで保険に加入しております。

それと、国、県ですけど、先ほど係長が答弁いたしましたように18年度の時点でも県にお尋ねした時は、先ほどの答弁のとおりですので、また何かの機会にそういった要望も重ねていきたいと思えます。

以上です。

○木下委員

町長にお尋ねですが、今のような災害復旧は原形復旧で元通りにするのが原則と、それはもう分かりますけど、あんな薄っぺらの板切れのごたっとは波で洗うとは当たり前と。そして、例えば、こういう護岸の干満のひどいところには、でんとした消波ブロックを入れてさ、本当極端に、はちゃいじんなきなごたっことばっかり国はすんなと言いたかどんね。百武町長も再三上さん行って要請、陳情されとるごたっですけど、その辺の先の見通しはどがんですか、町長。

○町長（岩島正昭君）

私が担当課長当時に言いおったごと、あくまで原形復旧と言い切っとですよ。補助金の無駄遣いじゃっかということで、私も町長になってから東京にも県の方にも行って。今度、県の水産担当課長が出先におったとが今回課長になったですもんね。その課長もそりゃおかしかやっかいと、毎年台風が来るたび繰り返しやっけん、もうちょっとそれは補助金の無駄遣いじゃっかということで理解をしてもろうて、本課の方にも今交渉をしてもらっております。それで、これは県の振興策の中にも入れております。言葉だけじゃなしに文章で入れとかんばいかんということで、そいけん両方から責めて、本課の方から水産庁の方に今行ってもらっている状況です。

それともうひとつは、ああいうふうなフェンスが何で壊れたかということで、ちょっ

といろいろ究明をしとったところが、あそこに300ぐらいのヒューム管の出とっどですよ、ずっと何本か。そいぎ、波がバーンて来た時に堤防壊れとらんけんですよ、そこから波が押し切って、内側にU字溝のあつですな、あれアウトハンまでバツて吹き上がとつと蓋の、そして、フェンスまでババツて飛んでいっどつですよんね。

19年度、今年んとで一応マエケツて蓋のあつですたいね、あればしてみろて、これは単独で何十万かやったけんですよ、そればとりあえず、台風の来る前しとけて言うて指示をしとります。あいから真っ直ぐ波の入って、U字溝にうって吹き上がとつとつですよ、蓋の飛んどつとつですよ。

○木下委員

そして、担当課長、この竹崎の緑地広場、あそこの当初管理費が96千円ぐらいやったかな、そして、現在63千円かね。そういった試算はどういった内容で積算をするの。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今、委員言われる60千円の積算基準ですけれども、清掃単価、これはシルバー人材センターですかね、そういったところを参考にさせてもらいまして、清掃単価が時間単価で550円ですか、それと1日当たりの時間を1カ月当たり10回、10時間ですな、それに550円を掛けまして5,500円。1月あたりが5,500円になりますので、12カ月としてほしい66千円ですかね、お願いしてるということです。

○木下委員

そしたら、あそこば今年で3回16人ぐらい出て清掃をやつとるね。そういった面で、まだどこでん、最終的に来つぎにや話は別ばつてんさ、なんか納得いかんにやという気がすつとやつとん、こっちは緑地広場の清掃はタダでせろということたいね。この1月5,500円は便所掃除をしてくれる人にやるわけたい。（「はい」と呼ぶ者あり）便所の管理と緑地広場て言うたら、緑地広場の方が一段手のいっどんば、あそこらへん全部、土手から何から清掃すつとにね、その辺ばもう少し考えてもらえなあていう気がすつとですよ。

○環境水道課長（土井秀文君）

委員言われるのも十分ですので、20年度の予算策定の時に、上の方にも相談しましてですよ……。

○木下委員

実際を見てさ、どこでん下ぐつとないばタダならタダでんよかさ。そいばつてん、便所の方は1カ月5,500円でそりゃよかよ、1カ所だけだから、男女4つじゃいしかなかとやっけん、そりゃ分かります。

しかし、緑地広場の清掃に一段労力があるもんだから、大概草刈り機でん3台持ってきてね、ほしい自動車で10台以上は毎回運ぶもんね。3回やつとりますと3回とも、

そいけん、本当はすつときでん確認に来てもらえば分かつとき、塚口係長、その辺はどがん、あなたが今まで見て実感を言ってください。

○環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

私も委員から言われて何回か行きました。ポーっとして見てるわけにはいきませんので、私もちよっと手伝いはしましたが、私の考えとしてはですね、緑地広場は竹崎地区の施設と思っていますので、そこを使用される方は竹崎区民の方ですたいね。

だから、少々のボランティアでということ、半分頭にあって、太良町の行財政改革ですね、その時に、若干単価を下げた格好になってますけど、基本としては今さっき課長が言いましように、当時の 550 円の単価で見積りをしてお願いをした格好ということになっております。

○木下委員

そしたら、それで結構ですけど、今あなたが実際現状を見て、私の発言をお聞きになった結果でね、どう捉えてもらう。やっぱり、さっき課長が言ったとおり、20 年度は見直す必要があるなど、いやこれで十分と思えば、そこんたいばちよっと言うてください。

○環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

これは、見とって実際に時間とか労力とか掛かります。行革行革ということで予算関係もありますので、その辺をですね、上の方でですね、さっき課長が言いましたように協議してですね、そういう考えはありますけど。（「私も言うたが勝ちで言いおっとやなかけんね、頭に入れとってくいしゃい」と呼ぶ者あり）

○環境水道課長（土井秀文君）

すいません、先ほどそのことで、新年度見直すということで、他の施設もごさいますので、そっちの方と、委員言われるようにバランスを考えて、上の方と協議しようと思っています。

以上です。

○平古場委員

報告書の 78 ページの療養の給付状況の中のその他の給付のところに、出産一時金、件数で 30 件の 9,650 千円と書いてありますけど、39 ページに 18 年度の出生者が 91 人ということですけど、これの差は。

○健康増進課長（江口 司君）

39 ページの出生の 91 人というのは太良町全体ですよ。国保の場合は、国保の被保険者を対象とした出産一時金をですね、9 月までは 300 千円やったんですけども、10 月から 350 千円ということで改正になりまして支払いをしているところです。

○平古場委員

そしたら、1 子、2 子は 350 千円で分かりますけど、第 3 子については、他の市町村

はちょっと上げてありますけど、太良町はまだそこまでいかんとですかね。一律ですか。

○健康増進課長（江口 司君）

1子、2子関係なくですね、1人産んだことに対して350千円と10月以降はですね。

○平古場委員

双子やったら70万円ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

○所賀委員

簡易水道特別会計ですが、決算書の274ページの事業外費用でこれ利子だと思えますけど、8,074,256円とあります。それと、次の276ページに公債費支出済額で15,409,505円とあります。これ前年度推移を見たかったものですから、意見書を見てみましたら平成17年度の事業外費用でこの利子の分が9,275千円に対して、今度8,074千円に減っているのは分かりますが、資本的な費用支出ということで、15年度に出された15,409千円、これ元金だと思えますが、前年度17年度は14,799千円で元金返済額が増えているわけですね。

それと、あとその構成比が18年度各々、その利息の8,704千円の構成比が10.3%、元金の15,409千円は19.7%と構成比ということで、増えて10%はるかに超えているわけですが、特に元金の支出が増えたというのは何が原因で増えたのか分かりませんでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

うちが借入れをしておりますのが、17年度までで借入れをしております。その分につきましては、監視システムの整備のために借入れを行っております。それと、その前の16年度には大浦地区において借入れを行っております。この分について元金が5年据え置きになっておりますので、それと、システムについては2年据え置きです。その分について、その差が出てくると思います。よろしいですか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○坂口委員

75ページの老人保健特別会計でですけど、太良町の高齢化率については28%超えているというような状況の中で、この対象者が70から75になったけんが、まあどうにか受給者が減少はしたけれども、医療費は伸びたというような格好になっておりますけれども、今後ですね、高齢化率が多分どんどんどんどん上がって行って、受給者も多分増えていくだろうと思いますけども、今後のそういう試算はどのように考えておられますか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

老人特別会計の被保険者というのが、平成15年度では2,050人が、平成18年度の、平均被保険者ですけれども1,841人と減少傾向にはあるわけですね。というのは前期

高齢者と後期高齢者に分けたっですよね、それによって落ちてきたと。もう一つはですね、将来展望についてはですね、先ほども若干話しましたが、75歳以上の後期高齢者については高齢者医療法で適用するというようなことで、今、委員も県の広域連合に参加されとるわけですが、今日、副町長ですね、県の広域連合の条例案とですね、針灸等々の会議じゃないかと思っておりますけれども、今日の副町長会の中で、所得割と均等割ですか、その方向がだいたい示されております。これ言っているのかどうか、会議に行ってるものですからちょっと率は勘弁していただきたいですけれども、課税限度額についてはですね、500千円だということで新聞等にも載っておりますね。そういうことで、高齢者の医療については年々高くなるということで、全国の市長会が国にお願いして後期高齢者医療というのが成り立って、広域連合でやっていくという方向で20年度からスタートすると。それから、被保険者の1割負担等についてはですね、自民党の税制調査会あたりを見れば、6カ月程度の凍結をするんじゃないかというふうなことが言われています。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって全議案の審査を終了いたしました。見落としの点もあろうかと思しますので、時間を限定して総括審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、ただ今から一般会計、特別会計全案について質疑に入りますが、全関係課の入れ替えがございますので暫時休憩します。

午前 13 時 39 分 休憩

午前 13 時 53 分 再開

総括質疑

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ委員会を再開いたします。委員の方にはお願いですが、企業会計の2議案は認定をいたしておりますので、その他の総括をお願いしたいと思います。では、総括質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

○見陣委員

実績報告書の59ページ。教育総務費、教育委員会13回、教育委員研修会2回、小中学校校長会13回と開催したとありますけど、この中で今子供が70人とか、大分減ってきてますけど、多良中学校、大浦中学校の統合の話とか、小学校の統合、あるいは大浦は大浦中学校、大浦小学校の統合、そういう話はまだ出ていませんか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。今年の3月と5月でございますけれど、教育委員の方と総務常任委員会の方で、懇親会的といいますか会議をしてもらっております。その中におきまして先ほど申されましたように子供の数が相当減少している状況の中で今後、学校施設関係とそれから統廃合等関係全版的に一緒になって協議をいたしてもらっております。まず、特に分校の方が減少が非常に少のうがでございますので、まず分校の方からですね協議をしたいというようなことで9月の2日に地域の方と教育委員会の地域の方で協議をしております。一応だいたいそういうふうな状況でございます。

○見陣委員

これから先ですね5年後、6年後は推移的に完全に減るということで数字にも出てますのでもう1年でも早く1日でも早くですね踏み込んだ協議をしていかなければもう遅いんじゃないかなと思うんですけど、それと各校舎ですね、中学校小学校、修理とか補修工事それらもちよこちょこしてありますけどそういうともこちらの統合の方を早く方向性を決めてしまえば少しは辛抱してもいいんじゃないかと。そしてあと耐震診断ですかね、その関係も出てくるんじゃないかと思うんですけど、そこらへんの協議についてどうですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

先ほど申しましたようにそういったことで協議を重ねてもらっております。平成18年度はですね、学校の施設改善等というようなことで委員会を設置されまして、町長さん以下19名ぐらいですかね協議をさせてもらっています。その中ではまず第一に危ないということで大浦中学校の体育館が危険校舎ですので、そちらの改善というようなことになっておりました。その後ですね、平成19年度からにつきましては全般的な改善をということで、大町町がですね小中連携ということで推進プロジェクトチームを立ち上げてもらっております。そういったことが新聞に載っておりましたので、町長の方からこの大町方式をですね、推進プロジェクトチームを立ち上げなさいということで支持を受けまして、教育長以下役場の担当課長ということで財政面からも建築面からもそういった課長さんがたですね、まず素案作りをするのが初めて_____というようなことで言われておりますので、一応そういった体制を作っている状況でございます。

○見陣委員

そしたらそのプロジェクトチームとかですね早急に話し合いも出来る状態に今なっているのか、まだそこまでいってないのか。そして耐震問題についてはですね、診断がで

きたのちに通らないとなればまた即修理をしなければいけないのか。修理を待ってもこういう状況をちゃんと方向性が決まるまで修理とかそういうのを待たれるのかですね。そこらへんはどうですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

平成18年に4棟の校舎の耐震診断をしてもらっておりまして、まだ判定委員会が県の方で行われておりません。予定といたしまして今月に判定委員会が行われるそうですが、ちょっとまだその判定の結果が来ておりませんし、平成19年度におきましても4棟の耐震診断をもらっております。あと2棟ございますけれど、どこの校舎が危険校舎になるかですね、またどの校舎が補強工事をどれくらいするか、まだそこらへん数字が出ておりませんので、今月中に18年度実施した分の判定結果が出ますので、出来ましたら2学期中にですね、分校問題の再会議と小中連携とかですねそういった会議をいま行おうというふうなことで、今計画をしております。

○木下委員

68ページの行政実績報告書。12の財政課にちょっとお尋ねをしてみたいと思いますが、町の財産として普通財産と思いますが太良地区に財政課の守備範囲として多良校区大浦校区に何か所、大かた何㎡ぐらいあるかおわかりであったら教えてもらえばありがたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

大浦地区多良地区というような分類はいたしておりません。一応候補として挙げている地域でいけば約1万5千㎡程度ということで考えておりますけども、個々の土地についてですね詳細に考えた場合ですよ、先ほども申しましたようにですね、分筆をしてから売れんとかですね、いま現在ですねその土地を貸しているというような土地等を含めるとというところがあってですね、そこらへんをクリアーにしながらですね売買の方につなげていきたいというふうに思ってますけども、原則的には1万5千㎡ぐらいかなというふうな感じで考えとります。

○木下委員

そしたら1万5千㎡ぐらいの中で売買のご相談とか、そういったものがあるかですね。その辺についてはどうでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

個々にはですね、早く言えば太良交番跡地とですね、消防分署の跡地で、これが一番場所的にもいいし利用もあるということでですね、そこら辺についてはですね、ある方からですねどうだろうかというご相談は受けとります。ただし後の土地についてはですね、相談というのはあっておりません。

○木下委員

そういった相談があれば、用地は出来るだけならばこういった状況の財政状況の中だ

から売れるものは売ってそこらへんは執行部の考えと思いますが。やっぱし、大浦小学校の横ね、あすこはずっと竹山になつとるですね、あすこは600㎡ばかりあるていいよんさったろ。そうったのまで、あそこが台風で民家のひさしに竹があおって、瓦が落ちて下屋が崩れたとかいうことでご相談があつて、そしたら財政課の方にお尋ねしたらちよつと予算がなかといひんさわけですもんね。予算が無かといひよんさつとん困つたむんにゃといひことでおつたわけですよ。そしたら早急にね、課長直々に部下とはまつてですよ、そして作業をしてもらつておるとそしてまた連絡がありまして、こういう奇特な人が太良町にもおんさつとですねといひようなことで町長にも報告をしました。非常にほめられとつた。やっぱし今までがね、財源が無かからできませんとか、そういったことで世の中が突っぱねられとつたわけですけど、やっぱし大串課長が自らそういったことが一番手本じゃなかかと思ひわけですよ。例へば小さな部落の建設事業にしてもさ、まず部落で全部でやつてくんさいと、材料費ぐらひはやりますよと。なんでんおんぶじゃなくしてね、今後はそういった方法が一番大事で思ひとります。ほんと大串課長さんありがとうございました。

○町長（岩島正昭君）

どうもありがとうございます。大串課長も財政で金を預かる以上、銭無か、銭無かて言ひわけいかんけんが、自分が率先してそういったふうによつてもらひたいと思ひます。ほかの課長も全部来とるけんがなんかあれば自分自ら奉仕しようといひ形でそういった意気込みは持たんばいかんと思ひます。

○木下委員

今町長の訓示をされたようにばい、私も全課長さんがお目見えで幸ひにしてね今発言をさせてもろうたんですから、いっちょよろしく今後ともお願ひします。以上です。

○下平委員

これはですね、決算委員会じゃなくてちよつと馴染まないかわかりませんけれども、私はですね、あちらこちらに207号国道改良ですね、こういう場合に際して立ち退きと要請があればノーと言わなくてイエスで立ち退きに応じると。そしてその代わり地ていひですか、その土地を建てるために自分で見つけにゃいけないと。そういったことでこれは期限もありますから、何月までは立ち退いてくださいよと。言ひお話になるわけですから、そういった時にどうしても見つからんと。じゃあ子供がどっかにいるからそこに行くとかね、そこを離れて。そいから出ていかにゃもう仕方ないと、代え地はもつとるけど仕様がないといひ話もちよつと聞ひわけですよ。そういった時にですね行政としてね、そういった窓口を作つといひて、これを絶対する必要はないかもわかりませんけどね。公務員を減らしていくといひなかで、増やす方向で活動を展開していかないといひけないと思ひますから、そういったのを頭の中に入れながら今後ひとつ検討をしていただひたらなど。これは伊福の方がそういった話をされてもんですから、これはもう本當時に自分で専門じ

やないですからね。地域的にもあまり分からんと、よそに行って探すにはわかりませんから、どうしても行政の方にお調べをするというふうになると思いますから、そういうのがあればですね、手を差し伸べて頂きたいなと思います

○町長（岩島正昭君）

伊福国道 207 の改良につきましては、下平委員自ら移転をしていただいて誠にありがとうございます。まずさっきも町有地のことが交番跡地とか、それから消防署跡地の話もありましたけれども、207 号にしろ今から先は多良岳公園線の移転は約 34 棟ございます。どうしてもその原則としては、こういうふうな公共工事については、替地は見つけないということが原則ですけどね。まあこっくの時はそこら付近も検討せにゃいかんて思ったりします。さっきの話の中ではですね。でもそれを今度町が替地を土地の無かけん見つけてやっただてなれば、こいも芋蔓式になってもまた困るけんが、そこら付近のある程度の線引きで言うとも大変難しかんて思うとりますけどね。

○下平委員

それからですね町長、まず積極的にですよ、人口を増やすという 1 点からぜひ考えて欲しいと。そこをずっとそのこうしたからここまでということじゃなくてですね。それはやっぱりその時のその人その人で状況は違ってくると思いますからですね、是非お願いします。以上。

○牟田委員

実績報告書の 1 ページから 6 ページにかけてですが、歳出決算額が 45 億 1,800 万円ということで前年度より 9.1%減になっております。それで 10%減っていて、次の 5 ページの説明に一般行政行政費の中で得別に減っているのが投資ということで、このところはちょっといいんですが、投資的経費は 18.8%減っているわけですね。149,571 千円減っていますが、義務的経費がそれに対して 0.7%しかこれは減とらんということで、ここにグラフとして出ているんですが、その中に人件費が 18.8%で 1.6%、マイナスというとちょっと 45 千万ぐらいの事業費が減って、人件費が 1.6%これは減ったということですか、あがったということですか。比率は。

○財政課長（大串君義君）

表を見てもらえばおわかりだと思いますけど、比較的ですね 13,505 千円減っております。ということで減ったというふうなことになつとります。

○牟田委員

減るて人件比率が減るということは人口がこれ以上に、職員の数がこれ以上に減らないとこれは人件費率は下がらないと思うんですが、そしたら 17 年度と 18 年度の職員数はだいたいどんな数字になってますか。

○総務課長（岡靖則君）

17 年度ですね、4 月 1 日現在が職員が病院を含めた所で 144 人。去年でそんな時 145 人

です。

○牟田委員

ちょっと待ってください、ここのグラフに出ている人件費の比率に対する職員の数です、病院は特別会計の中で扱うんじゃないかなでしょうか。

○総務課長（岡靖則君）

そいけん企業会計ばちょっと言いよったとですけども、一応病院を除いたところで報告します。平成 17 年の 4 月 1 日現在は病院を除いたところで 102 名。平成 18 年の 4 月 1 日は病院を除いたところで 101 名。今年の 3 月 1 日ですけども 100 名に職員はなつとります。

○牟田委員

そしたら今の数からいけばこの仕事量の減ってる状況からいけば、17 年度の人件費率はいくらになってますか、そがんならんで私は思いますが。上がるとは多分 1.6 上がると思うとばってん、これはなんで三角に。

○財政課長（大串君義君）

いちばん右の増減率て言うとはですね、平成 17 年度の決算額と平成 18 年度の決算額の比率ということで、構成比比率ではないというふうなことでございます。

○牟田委員

そしたら、職員の昇給額とか何とかいうごたつとが含まってこういう数字になっているということですか。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

両方もちょっと言葉をはっきり出してくださいよ。わからん。

○財政課長（大串君義君）

増減額の数字は先程総務課長が申しましたように、人数のですね減というのがここに反映しているのではないだろうかと思っております。

○牟田委員

ここで、投資的経費て言うとは一般の人たちにも大分影響する事業費であって、それが 14,900 万、約 15,000 万減額、18.8%減額されとるわけですよ。それからいけば義務的経費がえらい 0.7%しかさがつとらんという、今後もしこういう形で総額が減っていく場合が、ちょっとこういう比率でずっといくなら義務的経費が無茶苦茶大きくなっていった運営的にも大変じゃなかろうかという懸念をします、町長そこらへんはどういう感想をお持ちでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

義務的経費はほとんど人件費が主ですね、これをいっぺんに議員さんたちもご存知のとうり三位一体の改革ということで国は県に下ろし、県は町に下ろして末端市町村の事務量がものすごく増えよつとですよ。職員数も退職者 3 人に対して 1 人、4 人減っても

1人ということで、段階的にずっと減らしよる状況ですからね。仕事はその投資的経費は減りよるばってん事務的経費はもう殆ど増えよるという段階でですね、この人件費も簡単には落とされんということですよ。だから、一番手を付けるとはこの投資的経費からまずいって事務的経費にもだんだんとかう縮小していかんやいかんと段階的にですね、そういうようなことで財政運営をしていかんやいかんと思っております。

○牟田委員

前年度は病院関係の投資のところ2億9,900万減になっておりますが、それを含めてもそれだけ総額が減っていく中で、それを入れますと454,123千円ですかね減ってる、実質的でもさっき言うた程の減額になつておりますので、そこらへんのバランスは極力もう早急に取っていただいて町の運営がスムーズにいくように一つよろしくお願いしております。

○所賀委員

報告書に載っておりませんが、ケーブルテレビですね太良町もだいぶ参加の方に進みまして、それぞれの方がきれいな画像が見れるということで喜んでおられると思いますが、今現太良町内で、ケーブルテレビに加入しておられる加入率といたしますか、これが概算のおかたでいいですけど何%の方が入っておられるのでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

19年3月末でちょっとすいませんそれが最新の数字ということで把握してまますのが57.9やく58%です。

○所賀委員

それでですねこのケーブルテレビで、役場関係無かかなと思いますが、苦情で言いますかNHKの受信料ですね、この受信料を藤津ケーブルに入る時にNHKも当然佐賀放送も兼ねてですけど、これも含めて放映をしますというふうに言われるもんやっけんがケーブルテレビに入ったと。今までNHKに払って来よった受信料ていうともう払わんで良からうだいて言うてキャンセルしたぎ、NHKからもうずっと再三再四にわたってそら違う払えて、払えというか払ってくださいよと。いやて言うとなば何回も振込用紙が来たという話を聞きますけど、そういった話は役場のほうに住民さんからこうこうこういった事がありますという申し出といたしますか、ご相談というかそういった経緯はありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

その件に関してですね、かなりというあいではないですけど、そういうふうなあれはあつてあります。基本的にですね議会の方でもご説明したとおり、ケーブルテレビの受信料はいりますよと。事前準備説明会においてもですね、その件ははっきり言ってるんですけども、そのNHKの受信料についてもですね、例えば衛星受信料これなんかについてもNHKの方が結局アンテナを外されてるところはその世帯をめっちゃかけてで

すね回られています。受信料を集める人が。そういうふうな形で当時NHKもです受信料不払いということでかなりハッパをかけられてですね、そう方たちからもですね、出来るだけこう取るような形でされておりますけれども、太良町の場合は今回平成 14 年度に導入したケーブルテレビ事業については、NHKの受信料と別個にケーブルテレビの受信料は必ずありますからということでですね、通常の番組の受信料はいくらですよと。それ以外に衛星の有料の受信料については更に加算されますよということはおもうっておりますので、どこかで誤解が生じているというのは事実あることはあっております。

○所賀委員

今言いよって、衛星放送はもちろんそうですけど、そうじゃなくて普通のいわば9チャンネル、佐賀放送38チャンネルですか。この受信料、パラボナの衛星放送の受信料じゃなく、それはどうでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

基本的にそうです。

○所賀委員

衛星放送と同じ考え方ですか。受信料でも。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

そうです。

○所賀委員

報告書の57ページですが、町道の現況ということで、ここに総延長とかうんぬん書いてありますが、舗装率の98.2%、これは舗装した道が98.2%ちょうどであるかなとわかりますけど、41.7%の改良率というのはどういったことまで済んでこの改良率100%なのかですね。41.7%の持つ意味はどんな感じなんでしょうか。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えします。今町に各区長さん通じて要望が出ています。そういったことでうちの方ですと改良していくわけですね。そういったところを含めまして改良延長をここに102,172メートルとしとりますけれども、そういったものを含めてですね、拡幅したり、それから部分的にまた改良したりといった形で、町道の改良をやった分の延長と対しての改良率をここにあらわしとるわけです。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと補足します。この57ページをご覧ください。実延長が245,252メートルとなつとるですね。240,005キロ分広めとらつとですけども、この中には1級、2級、その他の道路というのがあります。1級道路というのは大野線とか川北線、円教寺の裏、亀ノ浦の小学校の横とかああいうふうな幹線道路が1級で、2級道路というとはその幹線道を結ぶ道路が2級。その他の道路というのが畑の中とか山の中とかの道路がその他で

すよ。一、二級道路につきましては大体78%ぐらい改良は済んどつとです。ただ全体的にいけますとその他の道路は延長地が長いもんですから、改良率が落ちるといふうなことで、樹園地の中のとば、山の中のとば外せばもっとあがつとですけども、全体的にふくんだそうトータルの延長ですから、どうしてもがしこ道路改良ばしよつとないどん率の上がらんじゃっかいと思ひよんさろばつてんが、そこんたいがなかなか改良率が上がらんということです。舗装はほとんど改良しても全部すぐ舗装はしますから、だいたい率としては上がるということです。

○平古場委員

これ資料には関係ないんですけど、今C型肝炎が問題になっておりますけど、この前今村代議士にも相談はしましたけど、うちの近くにも出産のときに輸血して、それがC型肝炎で未だに治療をしている人がおられるんです。町単位で対応はできないものかという相談を受けたんですけど、そういったことはまだ出来ないということで今村代議士さんをお願いをしたとですけど、ちょっと待ってくれということだったんですけどそういう苦情とかは町の方にはないんですか。受付とか。

○健康増進課長（江口司君）

答えなるかどうかかわらんとですけどもね、佐賀県の中でも杵藤地区の肝炎率が一番高いということで、杵藤地区の中で事業所ごとの肝炎対策事業ということで18年度から実施しとるところですよ。ただ、C型肝炎とおっしゃいましたが、そのことについてはテレビ等でご承知の通りですね、厚生大臣がですね全て救済するということになってますので、その方法についてはですね今のところわからないということですね。

○教育委員会教育次長（川瀬勝芳君）

午前中答弁漏れがあつとりますので、午前中の歳入のところにおきまして牟田委員の方からですね、実績報告の28ページの委託金でございますけれど、埋蔵文化財発掘本調査委託金これが本年度限りかとの質問でまだお答えしておりませんでした。これは現場の方の委託調査の委託金でございます、平成19年度にも委託金ということで予算に措置しとります。これは実績報告書の作成のことで19年度は実績報告を作成いたします。

以上でございます。

○見陣委員

67ページ、学校給食費ですね、そのところに食育の面からも地産地消を実践しており、町内産及び県内産の野菜を使用することによりて書いてありますけど今現在で町内の食品作物を全体の何%ぐらい使われてますか。そしてこの先町内の農産物をどれくらいまで使うと目標があればですね、教えてください。

○教育委員会教育次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。平成18年度におきましては、町内産玉ねぎ、ネギ、ほうれん草、キュウリ、ジャガイモ、人参、大根、キャベツ、みかんを利用しとります。そのうち、

町内産のやつだけ使ったやつは大根と人参とみかんでございます。町内産は約43%でございます。今後の利用方法でございますけど、安定供給体制がうまく整いますと、相当な回転率になろうかと思っておりますけど、今現在安定供給できる部分で対応しておりますので安定供給したいかと思っております。

○見陣委員

作物の分野をですね、人参とかみかんとかだけじゃなく、どういうふうにして太良町内の生産者の方たちさんたちとコンタクトを取ったりそういう方法はとっておられますか。

○教育委員会教育次長（川瀬勝芳君）

直接的な方法はとってはおりません。安定供給ができませんとスムーズに使用できませんので、要するに安定供給体制の充実が大事かと思っております。

○見陣委員

この先そういう話し合いの場とか、農協あたりとかそういう辺りで難しいでしょうけど、そういうことを計画して実施していかなければと思っておりますけど、そういうことを計画はないですか。

○教育委員会教育次長（川瀬勝芳君）

納入組合との会議をしておりますので、そちらの方と協議をしていきたいと思っております。

○坂口委員

公民館のあれですけど、県民体育大会に単独で出るというようなことですね、予算もかなりアップしとるといようなことで、今後どのように持っていくのかですよ。それはもう町単になつておりますので、全部の競技に出たりなんかしよる、一部統合した部分もあろうかと思っておりますけれども、どのような、これも中々町民スポーツ、レクリエーションについてはですよ、推進もせんばいかん。しかし、経費もかかるという状況でね、どういうふうに町としては持っていく考え方を持っていられませんか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。県民体育大会についてはですね、委員さん言われましたように市町村合併によってですね太良町は単独でいくようになりましたので、県民体育大会については単独で参加をするようになりまして、今年で2年目になるかと思っております。スポーツの振興をする意味で県レベルの大会に太良町の選手が競技をしている人たちが出れるということは大変いいことだと私は思っております。その大会に向かって皆さん練習も日頃から練習もしておられますし、今回も長年出ていなかったですね、競技も出ることが出来た、県体に出るためにですね、練習をしてこられたというチームもございましてですね、今後佐賀に合併がまた10市10町になりましたけれどもですね、経費が今郡民体育大会が今なくなりましたので、その分から考えればですね、県民体育大会に出場してぜひ太良町の親交を図っていければと考えております。

○坂口委員

これをですね町でずっと維持するためにもそれ相当の予算を伴うわけですので、その辺も含めてある程度の確保が、これはもうですね町民の問題やっけんがそういうとのいろいろ異論は無か、我々は異論が無かですけれども、そういう確保ができていけばそれ幸いですけれども、そういうと非常に圧迫が出てくるような状況であれば、考えんばいかんし、今のように出来ることは太良町民にとっては一番いいことでしょうけれども、その辺の予算も含めてどのように出ることは今館長が言われたようにもうわかっただけですよ十分。その予算も含めて考えていくときどういふふうな方向性に持っていったら良いのかね、その辺あたりをこう公民館あたり検討をされているのかどうか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えいたします。議長さん言われてる多分派遣費の問題とか何とかがあると思うんですけれどもね。それも例年からしたらですね減らしたりとかしてですね対応はしております。皆さんなるだけですね、町の選手の皆さんはですねなるだけで負担かからないようにこちらの財政もあまりですね、出ないように削減をしながらですね、選手の派遣をしているところをございますので、今後財政の方とか上司の方とか十分相談をしましてですね、経費の面については今後また考えていきたいと思っております。

○牟田委員

一般会計の予算の執行についてお尋ねします。不納欠損がですね前年度も徴税についてのあれが6,378千円で、今年度21,475千円でその中の固定資産税というこれは土地とかいろいろなものがある固定資産について不能欠損の2,100万出てるということは、毎年どういう基準でこの不納欠損を出しておられるのか。そしてこの固定資産というのは土地とかいろいろな固定資産があるわけですので、それで2,100万円も不納欠損がでるということはどういうことか教えてください。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えします。18年度の不納欠損につきましては今ご指摘がありましたように固定資産税の不納欠損額が2,100万ということで大幅に伸びとります。その原因につきましてはですね、大きい原因が2点ありまして実は、太良町内で滞納額の一番大きい法人、過去ずっと法人が一番大きかったわけですがけれども、Aという法人、Bという法人についてこれについては会社が実は倒産状態にずっとなっておりまして、財産あたりを競売事件が発生しとります。競売事件が発生をいたしてございますのでですね、その分について最終的に売却をされたわけですがけれども、太良町の方も債権者として交付要求という形でですね、債権額を要求しとりましたけれどもその配当の順位として太良町には入らなかったということで無配当で競売事件が終結をしとります。それで無配当で終結をしてですね、2件についてはですね1件がAという法人が14,615,800円、Bという法人が2,162,000円この2社でですね16,777,800円ということで無配当終結をいたしとります。

A社についてはですね、平成6年度から16年度まで10年間の固定資産税です。B社については平成12年度から16年度までの固定資産税です。この2件については不能欠損の要件として滞納処分することができる財産が全くないと。あるいはその条項が地方税法の15条の7にあります。そういうことでそれについてですね、この2社につきましていろんな調査を行いました。預貯金調査、それと所在の市町村へ出向きまして資産状況調査、各所管の税務署の法人税申告の状況の閲覧調査、等行いましてですね、いま会社自体の形は存立をしとりますけれども、実態は全然違う事業をやってですね、細々と生活をして法人の体をなして無いうことで実際滞納処分をする財産等がですね、無いということで今回地方税法の15条の7ということで不能欠損をした2件ございます。それが先ほど申し上げましたように2件だけでですね16,777,800円ということで大幅に今年度18年度の不納欠損額が伸びたという理由でございます。

以上です。

○牟田委員

今ちょっとA社とB社の未納の年数ばちょっと私が聞きそこなったのでA社とB社の未納の年数は何年と何年になってますか。

○税務課長（桑原達彦君）

A社はですね平成6年度から16年度分ただし7年度を除きます。6年度、8年度、9年度10年度、11年度、12年度、13年度、14年度、15年度、16年度分までを不能欠損。B社につきましては12年度から16年度までです。

○牟田委員

これはそしたらA社は7年を除く以外は全くその未納で、B社は12年度から16年度までこれ全く未納ということですか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えします。A社につきましてはずっと実際事業が出来ない状態にあられてですね、未納が続いていたということでございます。B社は12年度からほぼ会社自体は名前はありますけれども実際事業はできていないという状況が続いて滞納が続いていたという状況です。

以上です。

○木下委員

やはり、監査指摘事項にもあるように、それから実際この資料を見てもわかるように未納というのは大きなネックであると思います。そこでやっぱりいろいろの課が全課がですね町税から五税ですね、健康保険税、保育料すべての税の未納がどんどん増えてくるということから、これは強硬な取り組みをするというようなことで全課で取り組んでいただくということになっておりますが、やっぱり財務規程の太良町税務条例にのっとってあるように第45条の滞納処分というようなことも、滞納者に対するなんて言います

か、戒めていいですか、収支命令としてですね督促とか出しても無駄だと思いますよ。督促を出してもぼいと捨てるだけで。そいけん法の第231条の第3項の規定により町税の滞納処分ですね、それから差し押さえでもしますよとか。そういったきつい声を発してもらわんぎにゃ向こうには通じらんとじゃなかろうかと。例えば昨日言いましたように指摘事項もこのままで済まさんでさ、税は歳入に対する大きな財源ですよと住民として納税をされる人は法的負担でありますから納税する人とせん人との、善良な人と悪い人ですね、不公平、不公平を無くそう無くそうて、この税こそが平等であらんばでけんといばい。やらえんけん、取りゃえんとか。そういったことをやっぱしもつともつとほんとは太良町皆さん職員みなさんでん同じこともう生きるか死ぬかの瀬戸際ですから真剣に、真剣で言うぎにゃ失礼になります、もう極力全職員をあげて取り組んでもらうと。出来れば私たちでん徴収に行きたいという気がしますよ。これについて町長、全課長さんに意気込みを申し上げてください。

○町長（岩島正昭君）

それはもう委員さんおっしゃる通りでございまして、町も未収金対策を何回となくやって、今まで効果がないということで、行政財産取り押さえとか、あるいは個人へのペナルティ、いろんな問題を惹起しとります。今般も今税務課の方も行政財産差し抑え、固定資産とか、あるいは預金通帳の差し押さえ等々をですね、今現にやっている状況でございまして。今回も新たに12月の議会でお示しをしたいと思いますけども、収納対策室か、係を設置してまずは税金対策からいこうと。あと使用料とか負担金につきましては各課でまずはやってみよう。両面からですねいろいろ検討をしてある程度今月来月あたりまでは確定する見込みでございまして、機構改革の内容につきましては改めて議員さんたちにはおわかりをしようと思います。

以上です。

○牟田委員

しつこいようですが、今のところのあれがA社が6年から16年までの10年間で7年を除く9年間。B社が12年から16年までの4年間で、それで2,100万円の固定資産、資産評価は相当、1年間に200万ぐらい納める資産評価をしておられると思いますが、それだけの資産評価をしていながら、どうしてこの10年間も未納やったかと。そこらへんのところをもう少し詳しく聞きたいと思いますが。固定資産200万近くて言えば試算評価が相当もんなものでしょう。これは税額でしょう。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えします。A社につきましては土地と家屋、B社につきましても土地と家屋ということでですね、土地と家屋含めての固定資産税です。それで毎年実際納付のお願いをしてきたわけですがけれども、その年度滞納が始まった年度付近からですね、事業が破たんした状態で続いとります。しかし固定資産税については物件が存在する限り評価替

えで若干の移動はありますけれども、固定資産税については課税が発生するという
ことで納付をしていただく担税力についてですね、法人がですね担税力が乏しかったとい
うことで要求といたしますか、交渉はしてまいりましたけれども納税に至らなかったとい
うのが現状です。この地区についてはですね、土地もどちらかといえば国道沿いとい
うことで高い地域であります。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

討論なしと認めます。よって、これより議案第 68 号から議案第 73 号までの 6 議案を
一括して採決します。

議案第 68 号 平成 18 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 69 号 平成 18 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 70 号 平成 18 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 71 号 平成 18 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 18 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 18 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 6 議案を、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、平成 18 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案ど
おり認定すべきものと決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了します。

お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。

各委員におかれましては、と3日間にわたりまして、慎重に審議をいただきまして本当にありがとうございました。

3日間この決算審査を行ったわけでございますけれども、この18年度議会の予算の議決の精神です、ねに基づいた予算の執行がなされておのか。それによって今後改善事項はないのかという視点から審査をしていただきました。日頃私も申し上げております通りに大変厳しい財政状況の中です、ね、そのことです、ね、住民サービスを切り捨てる大きな口実になってはならないと。本当に自ら各課がです、ね十分努力して出来る限り予算を捻出しながら、住民サービスにどう仕向けて行くのかというのが今後の大きな課題だろうと思いますので、今後この決算認定を踏まえてです、ね、次年度の予算編成に十分生かしていただきますようお願いいたしまして、私のご挨拶といたします。ありがとうございました。

これを持ちまして企業会計、一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたしますが、最後に、町長のご挨拶をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

《 町長あいさつ 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

お疲れ様でございました。

午後2時53分 閉会